

第4章

行財政改革

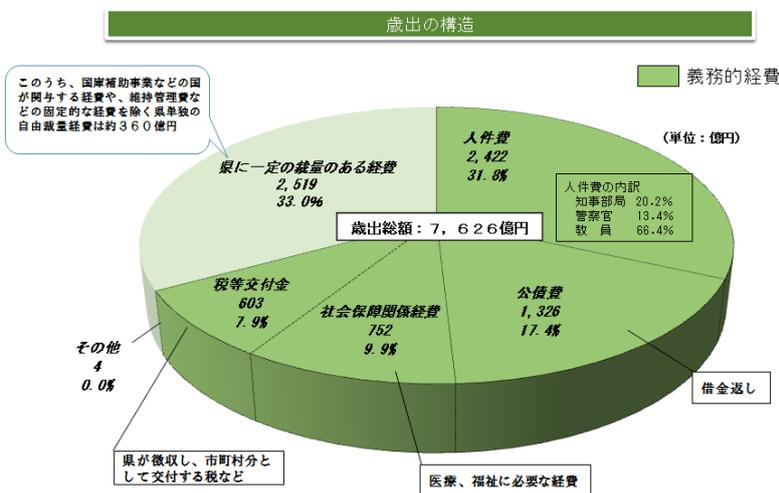
第1節 本県財政の現況

1 本県財政の現状

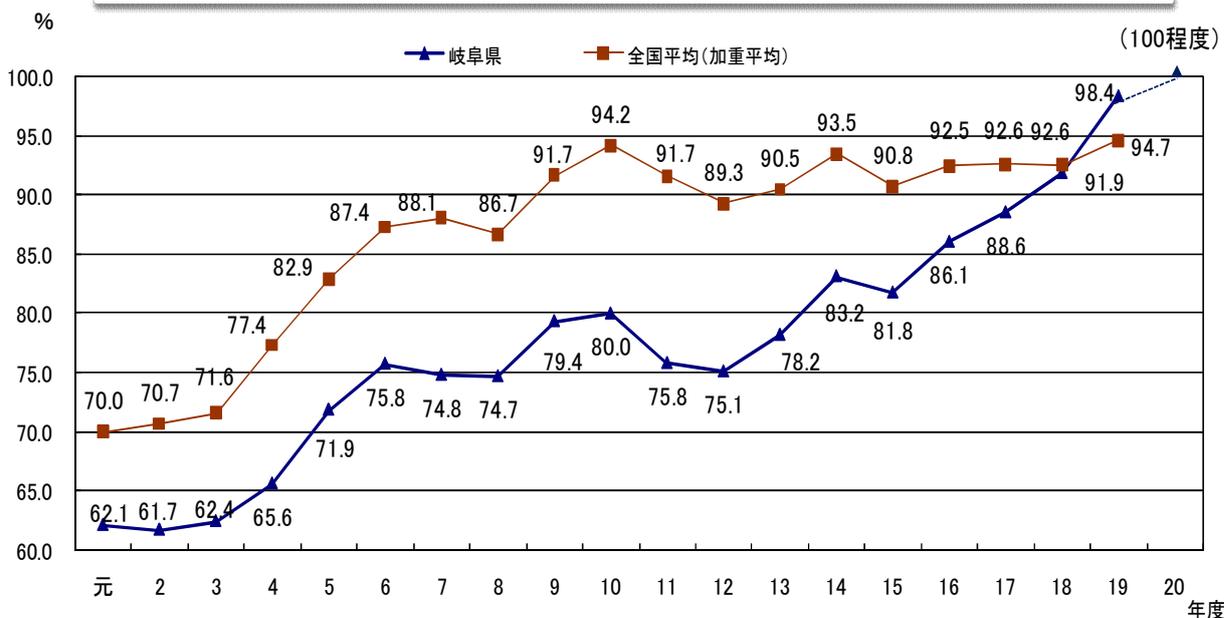
本県の財政はかつてない厳しい状況にあり、予算的な自由度は極度に縮小しています。義務的な経費である人件費や公債費、社会保障関係費などを除いた裁量性のある予算は約3割（補助金などを除いた県費ベースで約2割）にとどまっています。

このうち国が関与する経費や維持管理費などの固定費を除くと、自由裁量経費は総予算の約5%弱にあたる約360億円（平成20年度一般会計当初予算）に限られています。

また、財政指標の面から本県財政の現状をみると、経常収支比率は、かつては全国平均を大きく下回っていたものの、平成19年度では全国平均を上回り、今後も上昇し100%に近づくことが見込まれています。さらに、実質公債費比率についても、全国平均が改善しているなか、本県は悪化傾向が続いています。

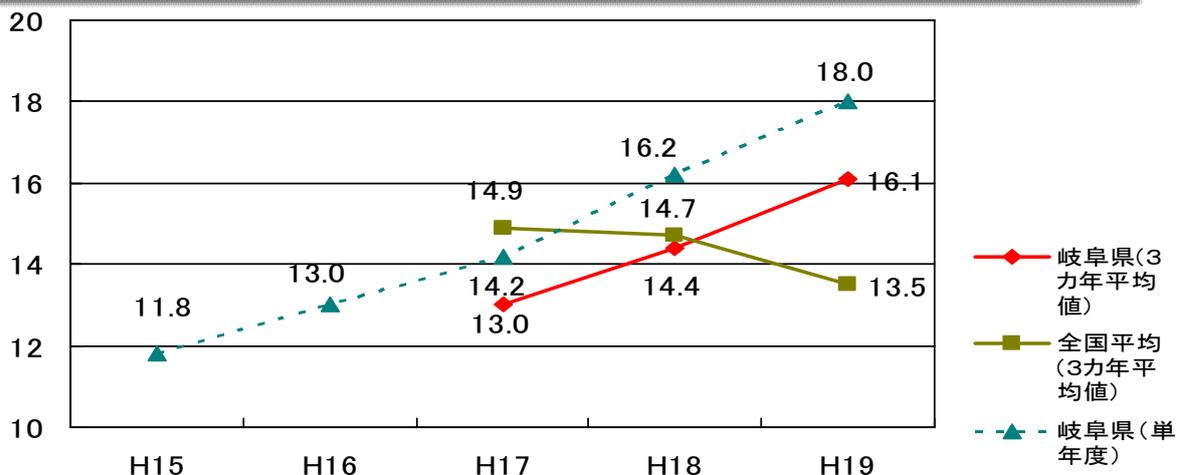


経常収支比率（財政の硬直度を見るための指標）の推移



(注)平成19年度までは、総務省「都道府県決算状況調」。平成20年度は当初予算から県独自推計。

実質公債費比率（実質的な公債費の負担の程度を見るための指標）の推移



(注)総務省「都道府県決算状況調」。なお、単年度数値については、3力年平均値を求める際に基礎となった数値。

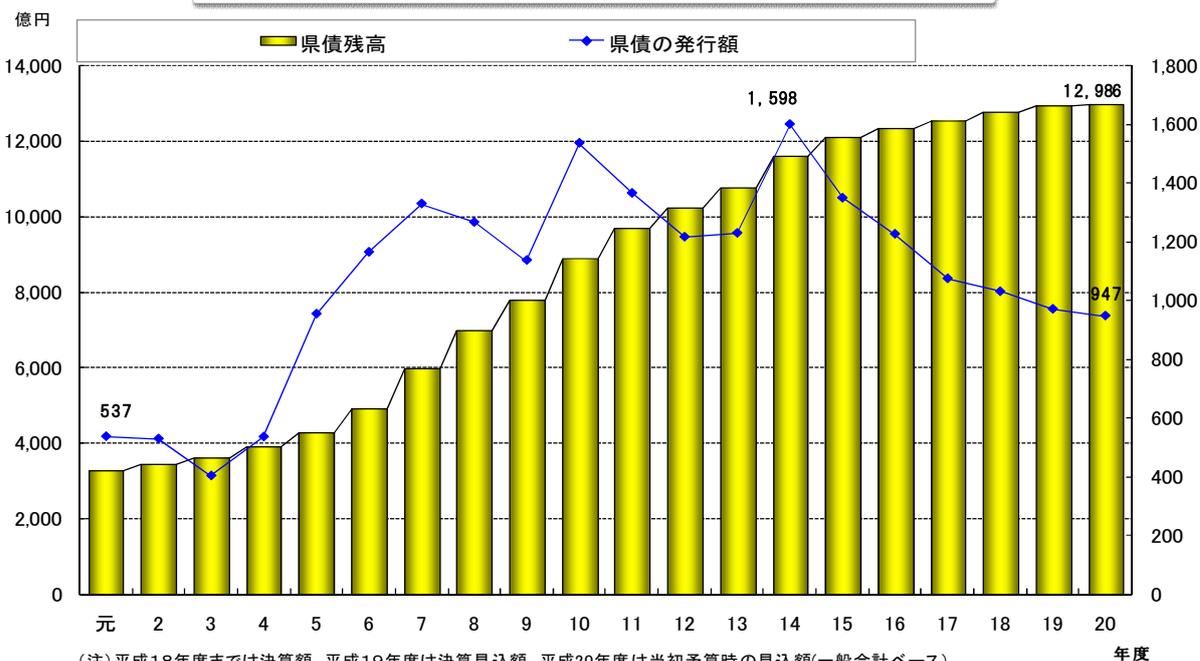
2 財政悪化の原因

(1) 公債費の増大

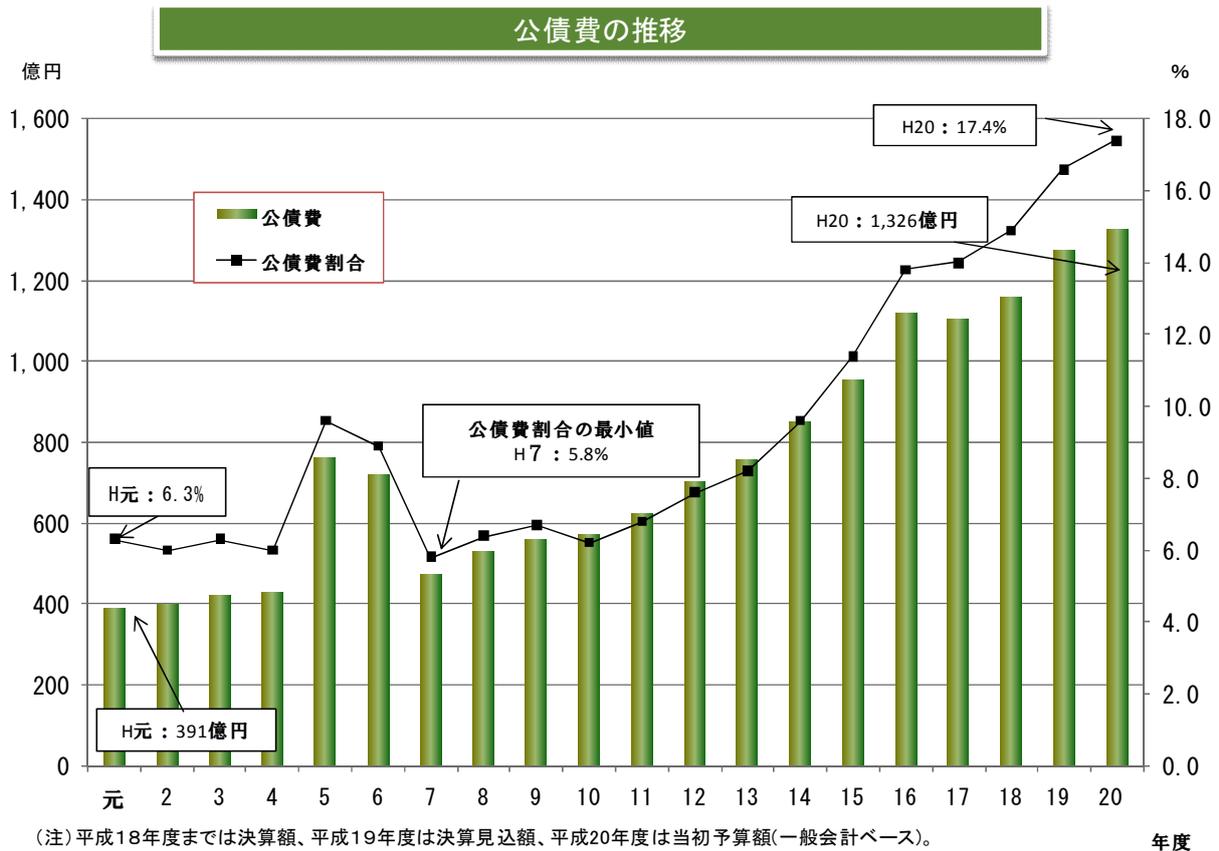
本県では、経済対策等のため、平成4年度頃から積極的に県債を発行して投資を行い、ピークであった平成14年度には、約1,600億円の県債を発行しました。また、平成9年度から、返済すべき県債の償還を一部先送りし、さらに、平成13年度からは地方交付税の不足を補うために、地方交付税の一部を借金に振り替える臨時財政対策債の制度が導入されたことが加わり、県債残高は過去最高の1兆3千億円に近づいています。

これらに伴って、平成14年度頃から公債費の増加が顕著となり、平成15年度と19年度を比較すると、約320億円増加しています。

県債の発行状況と県債残高の推移



(注)平成18年度までは決算額、平成19年度は決算見込額、平成20年度は当初予算時の見込額(一般会計ベース)。



(2) 一般財源総額の大幅な減少

三位一体改革に伴って、国庫補助負担金の削減と税源の移譲、地方交付税の見直しが行われた結果、三位一体改革前後の平成15年度と19年度を比較すると、県が自由に使える財源である一般財源総額は約300億円減少しています。

(3) 社会保障関係経費の増大

高齢者の増加に伴って、介護保険県負担金、老人医療費助成費などが増加しているのに加え、国の制度改正に伴い障害者自立支援給付費負担金や児童手当県負担金も増加しています。平成15年度と19年度を比較すると、約280億円増加しています。

(4) 退職手当の増大

団塊の世代を中心とする教員、警察官を含む県職員の大量退職に伴って、退職手当も高水準で推移しており、平成19年度では約240億円となっています。

第2節 中期的な財政試算

本県の財政は、今後も財政的な余裕がほとんどない厳しい状況が続く見通しであり、構造的な歳出の改革が行われない場合、当面、毎年500億円を大幅に超える財源不足が生ずるものと見込まれます。

本県の財政規模（平成20年度）において決算における赤字が約170億円を超えると、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により財政健全化計画の策定が義務づけられる「財政健全化団体」に、約225億円を超えると、自治体としての財政破綻に相当し、国の関与による財政再建が義務づけられる「財政再生団体」に転落することとなります。

(単位:億円)

	H20年度 (当初)	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
歳出	6,125	6,230	6,220	6,200	6,210	6,170	6,160	6,180	6,150	6,120	6,100
公債費	1,320	1,343	1,353	1,348	1,330	1,327	1,301	1,298	1,260	1,219	1,156
社会保障関係経費	689	703	726	749	775	802	828	855	886	919	954
退職手当	240	249	246	245	254	271	277	284	280	265	283
小計	2,250	2,295	2,325	2,342	2,360	2,400	2,405	2,437	2,426	2,403	2,393
その他	3,875	3,935	3,895	3,858	3,850	3,770	3,755	3,743	3,724	3,717	3,707
うち、職員給与費	1,751	1,741	1,726	1,713	1,703	1,690	1,678	1,666	1,652	1,638	1,628
うち、ぎふ清流国体関連経費	10	47	40	23	62	0	0	0	0	0	0
歳入	6,125	5,660	5,640	5,650	5,640	5,630	5,630	5,620	5,610	5,610	5,600
県税等	3,089	2,617	2,556	2,555	2,542	2,529	2,515	2,500	2,484	2,468	2,451
地方交付税等	1,900	2,215	2,258	2,274	2,268	2,278	2,289	2,294	2,304	2,313	2,322
小計(一般財源総額)	4,989	4,832	4,814	4,829	4,811	4,807	4,804	4,794	4,788	4,781	4,773
県債(通常分)	697	697	697	697	697	697	697	697	697	697	697
その他	439	131	129	124	132	126	129	129	125	132	130
差引き(財源不足額)	0	▲570	▲580	▲550	▲570	▲540	▲530	▲560	▲540	▲510	▲500

※歳出・歳入について県費ベース（一般財源＋県債）で推計し、取組前の財源不足額を試算

※職員給与費については、取組前の推計

※県税等には、地方消費税清算金、地方譲与税を含み、地方交付税等には地方特例交付金、臨時財政対策債を含む

※財源不足額については、今後の税収動向や国の地方財政対策の内容により大きく変動することがある

※東海環状自動車道西回り区間整備など大規模プロジェクトに係る事業費については今後検討する

1 歳出の見通し

(1) 公債費

平成18年3月策定の行財政改革大綱を踏まえ、県債発行額を平成18年度に比べ5%程度抑制した水準で試算すると、平成22年度（1,353億円）をピークに減少に転じるものの、その後も高水準で推移すると見込まれます。

(2) 社会保障関係経費

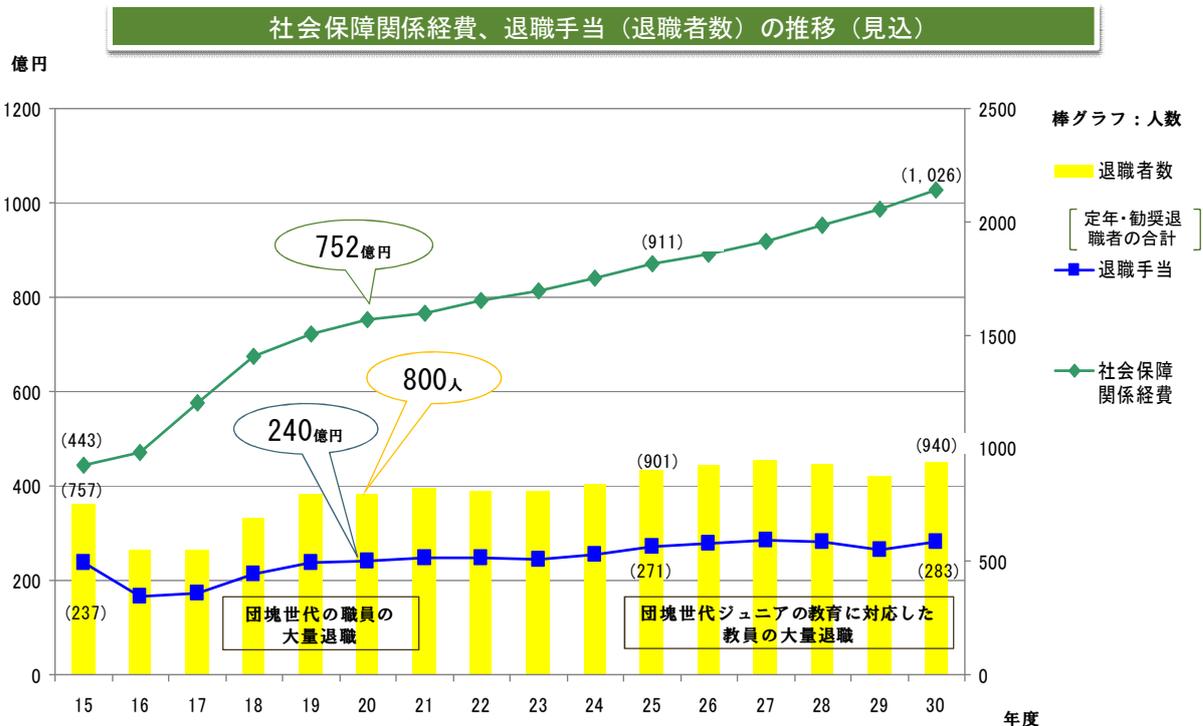
今後さらに高齢者が増加すると見込まれることから、毎年約20～30億円増加し、平成30年度には平成20年度よりも約270億円増加するものと見込まれます。

(3) 退職手当

団塊世代の県職員の大量退職により、一旦平成21年度でピークとなりますが、その後、

第4章 行財政改革

団塊ジュニアの教育に対応するために採用された教員の大量退職がはじまるため、平成25年度頃から再び増加に転じるものと見込まれます。このため、平成30年度よりも約40億円増加すると見込まれます。



(注) 退職手当(退職者数)：平成18年度までは決算額、平成19年度は決算見込額、平成20年度は当初予算額。平成21年度以降は一定の前提に基づき推計。
 社会保障関係経費：平成18年度までは最終予算額。平成19年度は決算見込額、平成20年度は当初予算額。平成21年度以降は一定の前提に基づき推計。
 事業費ベースで表示しており、県費ベースで示す前述の中期財政見通しとは一致しないものもある。

(4) 職員給与費

県職員の大量退職などによる職員の年齢構成の変化もあり、職員給与費は今後減少していくものと見込まれます。その結果、平成30年度には、平成20年度よりも約130億円減少すると見込まれます。

(5) ぎふ清流国体関連経費

平成24年度に開催が予定されているぎふ清流国体及びぎふ清流大会(全国障害者スポーツ大会)については、平成21年度から平成24年度までに、施設の改修、大会の運営などに約170億円が必要になると見込まれます。

(6) その他の経費（職員給与費、ぎふ清流国体関連経費を除く）

平成20年度当初予算のうち概ね5千万円以上の事業について、平成24年度までは個別に将来推計を行ったうえ、平成25年度以降については平成24年度と同額で推移させています。その他の事業については、平成20年度当初予算と同額で推移させています。

2 歳入の見通し

(1) 県 税

県税は、直近の税収見込みをベースに試算しています。具体的には、法人関係税については景気動向に大きく左右され、確に見積もることが困難であることから、平成20年度地方税制改正により創設された「地方法人特別譲与税」の影響分を除き、仮に平成22年度以降を平成21年度税収見込みと同額としています。これ以外の個人県民税、地方消費税などの税目については、人口の将来推計により試算しています。なお、地方法人特別譲与税は、平成21年度、平成22年度と段階的に増加し、その後は一定としています。

したがって、景気の動向によって、県税収入が減少した場合には、これよりも下ぶれする可能性があります。

(2) 地方交付税

地方交付税制度の仕組みにより県税の増減が基本的には普通交付税の増減で調整されると仮定し、平成21年度以降、一定の一般財源総額（県税、地方交付税、臨時財政対策債等）が確保されることを前提に試算しています。

(3) 県債

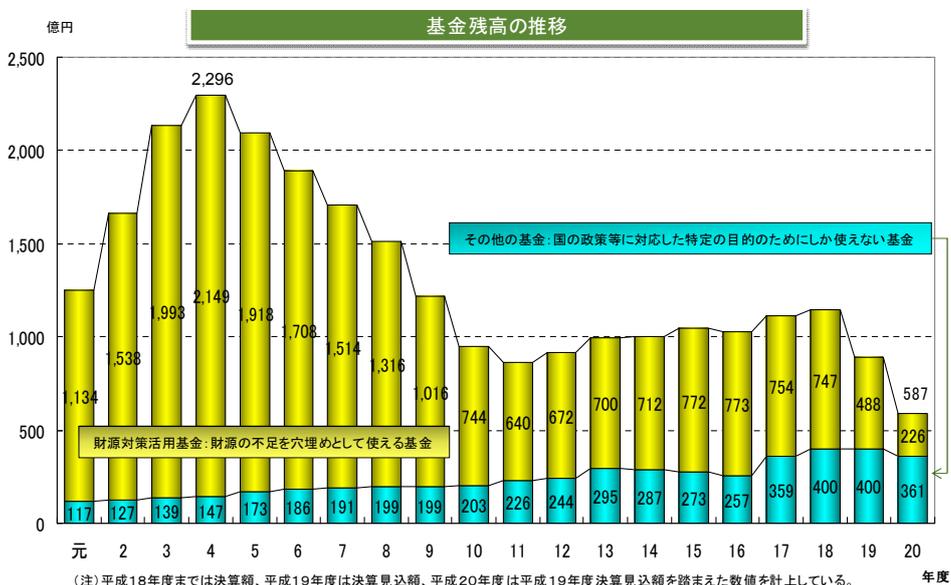
県債発行額については、行財政改革大綱を踏まえ、平成18年度に比べ5%程度抑制した水準とし、臨時財政対策債も含め、原則、毎年920億円で見込んでいます。ただし、平成21年度については、平成20年度に創設された「地域再生対策費」分として28億円を見込んでいます。

(4) その他

平成20年度における財源対策活用基金の取崩しなどの臨時的な歳入を除き、概ね一定として見込んでいます。

3 基金残高の推移

財源対策活用基金は、平成20年度末見込では、226億円が残されるのみとなっており、中期財政見通しで見込まれる平成21年度の財源不足額を大きく下回る状況にあります。



第3節 行財政改革

「希望と誇りの持てるふるさと岐阜県」を実現するためには、政策の方向性を踏まえた対策をきめ細やかに実行していかなければなりません。そのためにも、これまで以上に徹底した行財政改革を進めながら、貴重な財源を優先的に確保し、必要な施策を着実に推進していきます。

このため、本構想の策定作業の一環として新たな行財政改革の指針をまとめることとし、一定の財政規律のもと徹底した歳出削減と歳入確保による財政赤字回避に向け、更なる行財政改革に取り組みます。

そして、その取組にあたっては、県民に県の財政状況や将来見通しを広くわかりやすくお知らせをし、ご理解をいただきながら進めていきます。また、県職員一人ひとりが税の重みを深く再認識し、公金を扱う緊張感と責任感を持って無駄のない行政を進めます。「予算ありき、人ありき」という発想から脱却した政策本位の考え方にたち、徹底した「現場主義」により、知恵と工夫を凝らして、ゼロベースで仕事や組織のあり方を見直すなど、意識改革を図ります。

1 行財政運営の基本的方針

(1) 行財政改革の基本姿勢

平成21年度から平成30年度を「財政構造健全化期間」として設定し、人口減少社会における持続可能な財政運営の確保を目指します。

その実現のためには、構造的な財源不足により財政赤字の発生が懸念される現在の危機的な財政状況にかんがみ、歳入に見合った歳出構造への転換による収支の均衡を図ることが喫緊の課題です。

しかしながら、財源不足を歳出削減のみにより一気に解消しようとする、県民サービスの極端な引き下げなど、県民生活に大きな影響が生ずることが想定されます。このため、平成21年度から平成24年度までの4年間を「緊急財政再建期間」と位置づけ、段階的に財政構造の転換を図ることとし、その間、あらゆる角度から現在の財政構造を見直し、平成25年度当初予算では構造的な財源不足の解消を目指します。

「緊急財政再建期間」の取組により収支の均衡を図った後は、将来への過度の負担を回避するために、財政規模に応じた適正な公債費水準のもと、持続可能な財政運営を行います。

(2) 政策推進にあたっての優先順位づけと重点枠の設定

本構想で示す政策については、その重要性、緊急性の観点から優先順位をつけながら、緊急財政再建期間においても着実に進めます。

具体的には、優先的に進めていく必要のある大きな投資を要する政策については、事業規模、事業スケジュールなどを十分検討し、財源の見通しを立てていくとともに、ソフト事業など必ずしも大きな予算を必要としない政策については、徹底した行財政改革の取組により財源を捻出し、一定の重点枠を確保することにより、推進していきます。

(3) 地方税財源の充実と役割分担の明確化についての国への主張

これまでの行財政改革の取組にもかかわらず県財政が一段と厳しい状況となっているのは、

三位一体改革による地方交付税の大幅削減や社会保障関係経費のように国の制度設計に基づいて県負担が増していることなど、役割分担が不明確なまま、地方の財源や権限が十分に確保されていないことが大きな要因となっています。

財政赤字への転落を回避し、持続可能な財政運営を続けていくためにも、国に対しては、地方税財源の充実や役割分担の明確化など抜本的な財源対策を講じるよう、強く主張していきます。

2 緊急財政再建期間（平成21年度～平成24年度）

あらゆる角度から現在の財政構造を見直し、平成25年度当初予算では構造的な財源不足の解消を目指す

（行政改革の取組）

（1）抜本的な事務事業の見直し

すべての事務事業について、事業実施に必要な人件費も含めた総事業費（トータルコスト）の視点から事業の棚卸しを行い、次のように分類した上で、優先順位をつけながら抜本の見直しを行います。

- ・ 岐阜県長期構想の重点プロジェクトに位置づけられた事務事業
- ・ 岐阜県長期構想の重点プロジェクト以外の事務事業
- ・ 法令に基づき県が行わなければならない許認可等の義務的な事務事業
- ・ 市町村や民間との役割分担の議論などを踏まえ、県が直接行うことが最も効果的に成果が得られる事務事業
- ・ その他の事業

また、国庫補助事業については、財源的には有利であっても事業実施に伴い人的負担を要することから、その必要性や事業効果を十分精査します。

なお、新たに発生する行政課題についても同様の視点で検討します。

（2）組織の見直し・定員の削減

事務事業の見直しを踏まえ、現地機関を中心とした抜本の見直しを行い、行政運営の更なる効率化を図ります。

①組織

- ・ 本庁、現地機関の抜本的な事務事業の見直しを踏まえた見直し
- ・ 現地機関は、現場に直結した業務や県民相談の窓口など、直接的な県民サービスの提供を担う組織とし、それ以外の業務は本庁で実施するよう見直す
- ・ 現地機関の業務とされたものであっても、可能なものは県民サービスの維持に配慮しながら集約化を実施

②定員

- ・ 常勤職員について、人口同規模県（政令指定都市が所在する府県を除く）で最小の職員数を目指した総定員のさらなる削減

(3) 外郭団体の抜本的見直し

外郭団体については、その役割をゼロベースから検討し、団体の統廃合を含めた見直しを実施し、人的・財政的な県関与を縮減します。

- ・ 団体設立時からの社会情勢の変化などを検証し、団体の必要性を見直す
- ・ 財源を県からの補助金や委託料に依存し、県からの派遣職員が大半を占めるなど、自主性・自立性の点で法人本来のあり方からして適切ではないと考えられる団体については、解散を含めてあり方を検討
- ・ 施設の維持管理を主な業務としている団体については、公募による指定管理者制度を導入する場合には、解散を含めてあり方を検討
- ・ 極めて厳しい経営状況にある団体については、あり方を検討
- ・ 実施事業の大半が収益事業である団体については、県の関与を廃止または縮小

(4) 公の施設等の抜本的見直し

全ての公の施設等について施設の有効活用を図るとともに、その必要性等について検討し、見直しを実施します。

①施設の譲渡、休廃止を検討

- ・ 今後の維持管理費や施設設立時からの社会情勢の変化などを検証し、施設の必要性を見直し
- ・ 多大な維持管理コストがかかり費用対効果の面で極めて問題があると考えられる施設については、今後のあり方について検討
- ・ 他の方法によるサービス提供が可能な施設については、原則として廃止のうえ譲渡
- ・ 地域で管理する方がより良いサービスの提供につながる施設については、原則として市町村等へ譲渡

②指定管理者制度の導入、指定管理の業務内容や施設で実施する事業等の見直し

- ・ 県が引き続き管理・運営すべき施設であっても、提供するサービスの見直し、管理経費の見直しにより、より効果的なサービス提供を実施
- ・ 公の施設の管理については、施設の性格上直営が望ましい理由があるものを除き、民間企業等の優れた手法を積極的に活用するため、原則として公募による指定管理者制度を導入

(5) 新時代を担う職員の育成

職員を育てる人員配置や効果的な職員研修、若手職員による政策研究や現場でのフィールドワーク、職員が県民の皆さんへ政策や県政について語る機会の創出などを通じて、県政を担う気概を持ち、新しい時代に生じる様々な政策課題に的確に対応できる職員を育成します。

(6) 公金意識の徹底

貴重な税金をお預かりしているという公金意識を忘れることなく、引き続き公金情報を徹底して公開するとともに、厳正厳格な予算編成、執行を実施し、一層の経費の縮減に努めます。

(財政改革の取組)

(1) 一般行政経費の削減

本構想で示す政策の方向性を踏まえつつ、これまで十分に見直しができなかった事業にまで踏み込んで、ゼロベースからの事業見直しを実施します。

①一般行政経費全体を通じて厳しく削減

- ・全ての事務事業について、人件費を含めたトータルコストの視点で見直しを実施し、一般行政経費の大幅な削減を図る

②県単独補助金の徹底した見直し

- ・負担の適正化、制度創設時からの社会情勢の変化、県と市町村の役割分担等を踏まえて、県単独補助金について見直しを実施

(2) 投資的事業の抑制

既存施設を有効活用することとし、新たな施設整備や大規模修繕については、徹底した抑制を図ります。

(3) 総人件費の抑制

職員（非常勤含む）の定員削減や給与の抑制等を行い、総人件費を抑制します。

①定員削減

- ・常勤職員について、人口同規模県（政令指定都市が所在する府県を除く）で最小の職員数を目指した総定員のさらなる削減

②給与抑制

- ・職員給与の臨時的抑制の実施を検討

③各種手当等

- ・国や他県における措置状況、手当支給の必要性等を踏まえ、廃止も含めて検討

(4) 公債費負担の平準化

世代間負担の公平性確保と財政負担能力の観点から、将来に過度な負担の先送りとならない範囲で県債の償還年数の見直し等を実施します。

(5) 自主財源の確保

自主財源の確保に向けたあらゆる取組を実施します。

- ・現在、利用している施設等についても、今日的意義に照らして不要と判断されたものについては、売却を実施
- ・外郭団体が設置する基金の活用
- ・市町村と密接に連携した個人県民税の徴収確保やクレジットカード収納などによる県税徴収率の向上
- ・県税や授業料、県営住宅家賃などの滞納や中小企業高度化資金の未返済などにより発生する未収金の確実な回収などの債権管理の強化
- ・行政課題に対応した新たな独自課税の可能性の検討

- ・ 広告収入等外部資金の確保
- ・ 産業振興、観光誘客、企業誘致などによる税源涵養につながる取組

3 緊急財政再建期間後（平成25年度～平成30年度）

将来への過度の負担を回避するために、財政規模に応じた適正な公債費水準のもと、持続可能な財政運営を行う

持続可能な行財政運営を実現するためには、財政規模に応じた適正な公債費水準とすることが必要です。

将来への過度の負担を回避するために、県債発行額については、災害や経済変動その他の状況を踏まえて総合的に勘案しつつ、各年度の具体的な発行額を検討します。

また、緊急財政再建期間終了までに、事務事業の見直しや職員の育成などについて、平成25年度以降の具体的な対策を検討します。